

# スポーツ合宿等誘致推進事業

## よくあるご質問

### 【山口県岩国市】

令和7年12月更新

岩国市スポーツ合宿等誘致推進実行委員会

# 岩国市スポーツ合宿等誘致推進事業 よくあるご質問

---

1 宿泊助成について .....	1
1 - 1 合宿における延べ泊数には、合宿に参加する選手だけでなく監督やコーチ等の宿泊数も計上できますか？ .....	1
1 - 2 合宿に参加する監督が元オリンピアンです。その時点で「トップスポーツ団体」に該当しますか？ .....	1
1 - 3 スポーツに係る強化選手とはどのような選手のことですか？ .....	1
1 - 4 市内の宿泊施設とありますが、民泊は対象になりますか？ .....	2
1 - 5 地域住民等との交流には何が該当しますか？ .....	2
1 - 6 地元スポーツ団体と交流したいのですがツテがありません。どうやって地元スポーツ団体を探せばよいですか？ .....	2
1 - 7 年度をまたぐ（合宿期間に 3月 31 日と 4月 1 日の両方が含まれる）合宿を予定しています。いずれの年度の助成対象になりますか？ .....	3
2 施設利用助成について .....	4
2 - 1 施設利用料が半額になるはずなのに、施設で通常料金を請求されました。 .....	4
2 - 2 地域住民との交流事業を岩国市が共催しているため、その時点で施設利用料が減免され半額になります。その半額を施設に支払い、施設使用料の助成金を請求すれば支払った金額の半額がキャッシュバックされますか？ .....	4
3 交通利用助成について .....	5
3 - 1 貸切バスとレンタカー及びタクシーを使用する予定です。両方の助成金を請求することは可能ですか？ .....	5
3 - 2 少人数で合宿を実施するため宿泊助成の要件に該当しません。この場合、交通利用助成（貸切バス・レンタカー及びタクシーの助成）のみを利用することはできますか？ .....	5

3 - 3 岩国市を含む複数の市町村で合宿を実施する場合、貸切バス・レンタカー及びタクシーの料金は合宿の全日程が対象になりますか？ .....	6
3 - 4 早朝から合宿を開始するために合宿前日の夜から日を跨いでレンタカーで岩国へ移動します。合宿前日のレンタカー代は支給対象になりますか？ .....	6
3 - 5 合宿終了後、岩国から出発地に戻ったら深夜のため当日中にレンタカーを返却できずレンタカー代が1日分追加発生しました。この追加発生した合宿翌日分のレンタカー代も助成対象になりますか？なお帰りの経路は最短のもので、道中休憩と食事以外の寄り道はしていません。 .....	7
4 書類作成について .....	8
4 - 1 申請書類に押印は必要ですか？ .....	8
4 - 2 申請書類は手書きでもいいですか？ .....	8
4 - 3 電子メールでの申請書類の提出は可能ですか？ .....	8
4 - 4 合宿に全日本強化指定選手が参加予定ですが、強化指定選手であることが確認できる証明書類の提出は必要ですか？ .....	9
4 - 5 申請書の様式はどのようにすれば入手できますか？また申請書の記入例はありますか？ .....	9
4 - 6 経費支出の証拠書類（領収書など）は、全て保存しておく必要がありますか？ .....	9
5 その他 .....	10
5 - 1 貸切バスで岩国市まで行きます。バスの駐車場はどこにありますか？ .....	10
5 - 2 来年度もまた岩国で合宿を実施したいのですが、使用したい施設の早期予約はできませんか？ .....	10
5 - 3 岩国市で行われる大会に参加する際に、当制度を使うことができますか？ .....	11

## 1 宿泊助成について

---

1 - 1 合宿における延べ泊数には、合宿に参加する選手だけでなく監督やコーチ等の宿泊数も計上できますか？

答 計上できます。選手のみならず、監督、コーチ、トレーナーなどチームの構成員が助成対象となります。

1 - 2 合宿に参加する監督が元オリンピアンです。その時点で「トップスポーツ団体」に該当しますか？

答 該当します。なお、その場合監督も市内のスポーツ団体又は地域住民等との交流事業への参加が必須になります。

1 - 3 スポーツに係る強化選手とはどのような選手のことですか？

答 各連盟・協会から強化選手として指定された選手のことです。単に国際大会等に派遣される選手、強化合宿（練習）等に参加する選手については該当しません。

#### 1-4 市内の宿泊施設とありますが、民泊は対象になりますか？

答 民泊も対象になります。ただし、有償かつ関連する法律等に基づいて許可や届け出等を行っている施設に限ります。なお、民泊を利用する場合は届け出等の写しのご提出もお願いします。

#### 1-5 地域住民等との交流には何が該当しますか？

答 トップスポーツ団体・個人においては、合宿期間中に行う市民を対象としたスポーツ教室やサイン会、市内の学校等における出前授業・講演などが、一般のスポーツ団体においては、合宿期間中に行う市民との合同練習・交流試合、交流体験プログラムなどが該当します。該非についてご不明な場合は、個別にご相談ください。

#### 1-6 地元スポーツ団体と交流したいのですがツテがありません。どうやって地元スポーツ団体を探せばよいですか？

答 岩国市スポーツ協会に加盟する各種競技団体の事務局をご案内しますのでそちらにお問い合わせください。また、各種団体に直接問い合わせるのが難しい場合は、市が支援しますのでご相談ください。

1 - 7 年度をまたぐ（合宿期間に 3 月 31 日と 4 月 1 日の両方が含まれる）合宿を予定しています。いずれの年度の助成対象になりますか？

答 合宿最終日が属する年度の助成対象になります。

## 2 施設利用助成について

---

2-1 施設利用料が半額になるはずなのに、施設で通常料金を請求されました。

答 施設使用料の減免につきましては「キャッシュバック方式」を採用しております。一旦施設で通常料金をお支払いいただき、後日その領収書を添付して半額分の助成金をご請求いただいた後、助成金をお支払いします。

2-2 地域住民との交流事業を岩国市が共催しているため、その時点で施設利用料が減免され半額になります。その半額を施設に支払い、施設使用料の助成金を請求すれば支払った金額の半額がキャッシュバックされますか？

答 お見込みのとおりです。施設使用料助成金を請求いただければ、施設へお支払いになった金額の半額をキャッシュバックします。

### 3 交通利用助成について

---

3-1 貸切バスとレンタカー及びタクシーを使用する予定です。両方の助成金を請求することは可能ですか？

答 可能です。貸切バス（上限額 20 万円）とレンタカー及びタクシー（上限額 12 万円）の両方についてそれぞれの上限額の範囲内で助成金をお支払いします。

3-2 少人数で合宿を実施するため宿泊助成の要件に該当しません。この場合、交通利用助成（貸切バス・レンタカー及びタクシーの助成）のみを利用することはできますか？

答 宿泊助成の要件が非該当の場合、交通利用助成も対象になりません。

3-3 岩国市を含む複数の市町村で合宿を実施する場合、貸切バス・レンタカー及びタクシーの料金は合宿の全日程が対象になりますか？

答 他市町村での合宿実施期間中は交通利用助成の支給対象になりません。

(例) 下記日程の場合は2日目及び3日目のみが支給対象です。

※色掛け部分は対象外です。

1日目 出発地→A市へ移動、A市で合宿（A市内泊）

2日目) A市→岩国市へ移動、岩国市で合宿実施（岩国市内泊）

3日目 岩国市で合宿、岩国市→C市へ移動、C市で合宿・宿泊

4日目、5日目 C市で合宿実施（C市内泊）

6日目 C市で合宿実施、C市→出発地へ移動（合宿終了）

3-4 早朝から合宿を開始するために合宿前日の夜から日を跨いでレンタカーで岩国へ移動します。合宿前日のレンタカーレンタル代は支給対象になりますか？

答 対象になります。

3-5 合宿終了後、岩国から出発地に戻ったら深夜のため当日中にレンタカーを返却できずレンタカー代が1日分追加発生しました。この追加発生した合宿翌日分のレンタカー代も助成対象になりますか？なお帰りの経路は最短のもので、道中休憩と食事以外の寄り道はしていません。

答 岩国から出発地まで合理的な経路で移動し、経路の逸脱やトイレや食事等の休憩以外に移動を中断しなかった場合はそのレンタカー業者の翌営業日までのレンタカー料金が助成対象となります。

## 4 書類作成について

---

### 4-1 申請書類に押印は必要ですか？

答 不要です。

### 4-2 申請書類は手書きでもいいですか？

答 手書きでもパソコン入力でもかまいませんが、楷書での記入をお願いします。

### 4-3 電子メールでの申請書類の提出は可能ですか？

答 可能です。下記の要領で送付してください。なお、送付後に確認のため岩国市スポーツ推進課（0827-29-5103）へメールを送付した旨ご連絡ください。

- ・宛先：sportssuishin@city.iwakuni.lg.jp
- ・件名：スポーツ合宿等誘致推進助成金交付申請書の提出
- ・添付ファイルは PDF 形式に変換してください

4-4 合宿に全日本強化指定選手が参加予定ですが、強化指定選手であることが確認できる証明書類の提出は必要ですか？

答 原則不要ですが、当委員会で事前確認を行った結果、強化選手であることが確認できない場合は提出を求める場合があります。

4-5 申請書の様式はどのようにすれば入手できますか？また申請書の記入例はありますか？

答 岩国市ホームページに公開しておりますのでご利用ください。

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/19/74497.html>

4-6 経費支出の証拠書類（領収書など）は、全て保存しておく必要がありますか？

答 次の支出にかかる証拠書類は助成金申請時にその写しの提出が必要です。

- ・レンタカー又は貸切バスの借用料、タクシーの乗車代金
- ・公の運動施設の施設使用料、冷暖房設備使用料

## 5 その他

---

### 5-1 貸切バスで岩国市まで行きます。バスの駐車場はどこにありますか？

答 ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご宿泊先に大型バスの駐車スペースを備えている場合がありますので、まずは宿泊先にお問い合わせください。

また、市内中心市街地に大型バスを駐車できる有料駐車場等はあります。いわくにバス株式会社が会社敷地内にバス 1 台当たり 1 泊 2,000 円（税込）で駐車を受け入れています。

いわくにバス株式会社（岩国市日の出町 3-10 = 岩国駅から車で 4 分）TEL 0827-22-1092

### 5-2 来年度もまた岩国で合宿を実施したいのですが、使用したい施設の早期予約はできませんか？

答 岩国市が管理する運動施設であれば、10月末までに翌年度のご希望の日時、使用施設等をご連絡いただければ当委員会として会場確保を試みることが可能です。ただし、市の公式行事などの兼ね合いでご希望に添えられない場合もありますので予めご了承ください。

5-3 岩国市で行われる大会に参加する際に、当制度を使うことができますか？

答 原則、当制度を使うことはできません。ただし、大会前に本市において事前合宿をする場合は該当となります。

(例) 下記日程の場合は1～3日目と6日目（交通利用助成）が支給対象です。※色掛け部分は対象外です。

1～3日目 出発地→貸切バス・レンタカー及びタクシーで岩国市へ移動、岩国市で合宿（3日目の宿泊費は対象外）

4～5日目 大会

6日目 岩国市→貸切バス・レンタカー及びタクシーで出発地へ移動（合宿終了）